

日本医師会医療認証基盤サービス利用規約

第1条 (総則)

1. 「日本医師会医療認証基盤サービス利用規約」(以下、「本利用規約」という。)は、日本医師会(以下、「本会」という。)が提供する「医療認証基盤サービス」(以下、「本サービス」という。)の接続に関して定めたものです。
2. 本サービスは、医療従事者の認証情報を Web 上で提供するサービスです。
3. 本サービスは、HPKI カードの発行申請時に本サービスに登録されることに同意している医療従事者が、申請団体が運営するシステムを利用できるようにするものです。
4. 本サービスの利用を希望する組織(以下、「申請団体」という。)が本会に医療認証基盤サービス接続申請書(以下、「接続申請書」という。)を提出し、本会の審査の後、接続の設定を完了することで利用を開始できます。
5. 「SAML 実装仕様書」及び本利用規約は、本サービスの変更に伴い変更される場合があります。

第2条 (サービス内容)

1. 本サービスは、本会より発行された HPKI カードを用いて医療従事者の認証情報を提供します。
2. 本サービスは、申請団体に対して申請書に基づく SAML の設定を実施し、認証情報を SAML のアサーションとして提供します。
3. 本サービスは、医療従事者等の資格検証の用途においてのみ利用できるものとします。

第3条 (申請団体の義務)

1. 本サービスの接続に際しては SAML 実装仕様書及び本利用規約に同意し、遵守するとともに、SAML 実装仕様書及び本利用規約に記載の用途の範囲で利用しなければなりません。
2. 本サービスの接続申請に際しての情報は、申請団体の責任において正確な内容を本会に提出しなければなりません。
3. 申請団体は、本サービスとの接続にあたり「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準拠したシステムを構築していることを前提とします。
4. 申請団体は、本サービス接続時に、有効性等を確認し、申請事項に誤りがあった場合には、直ちに本会へ修正事項の連絡をしなければなりません。
5. 申請団体は、自身が運営するシステムでウィルス感染等のセキュリティ脆弱性が発見された場合は、本会に遅滞なく連絡を行わなければなりません。また接続申請書に記録した事項に変更が生じた場合、もしくは本サービスとの接続を解除する場合においても、遅滞なく本会に連絡しなければなりません。
6. 本会は、申請団体が使用する接続仕様として、特定のネットワークアドレスを指定します。
7. 申請団体は申請したネットワークアドレスで発生した問題に関して本会は責任を負わないものとします。
8. 申請団体は、本会ホームページを随時閲覧し、本サービスに関する最新情報を適宜取得しなくてはなりません。

第4条 (接続申請手続)

1. 申請団体は、接続申請書に必要事項を正確に記入しなくてはなりません。
2. 申請団体は、SAML 実装仕様書及び本利用規約に同意しなければなりません。
3. 申請団体は、接続申請書を、本会の窓口への書類郵送により申請します。

第5条 (接続手数料と支払方法)

1. 申請団体は、本サービスの接続手数料として、別途定める金額を所定の方法で指定する期日までに本会または本会が指定する先に支払うものとします。
2. 指定する期日までに支払いがない場合、本会は申請団体への事前通知なしに、接続を解除させることができるものとします。
3. 接続申請を受理した以降において、受領した接続手数料は返金されないものとします。

第6条 (接続申請の審査)

1. 本会は、受理した申請書を所定の手続に従い審査、確認の後、申請団体に本サービスへの接続を許可します。
2. 受理した申請書に不備があった場合には、本会は、メール・電話・FAX 等の手段により申請団体に不備内容を通知します。申請団体は、本会の要求に従い不備内容を修正し、不備のあった申請書を通知後 20 日以内に訂正あるいは再提出しなければなりません。さらに、本会の審査の結果、接続を許可できないと判断した場合、理由とその旨を所定の方法により通知します。

第7条 (接続の解除)

1. 申請団体が接続を解除しようとするときは、解除しようとする 1 ヶ月前(解除する予定日を算入せず 1 ヶ月とする。但し、1 ヶ月前の当該日が、土曜、日曜、祝日、休日である場合は、直前の本会運営日)までに書面によりその旨を本会に通知しなければなりません。
2. 接続解除申請については本会所定の接続解除申請書を郵送で受け取ります。ただし、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、FAX でも受け取ります。この場合、事後であっても、接続解除申請書は提出しなくてはなりません。

第8条 (本会による接続解除)

本会は、以下に定める事由が発生したときには、本サービスとの接続を解除する権限を有します。

- (1). 申請団体が本 SAML 実装仕様書及び本利用規約に基づく義務に違反した場合
- (2). 申請団体が運営するシステムでウィルス感染等のセキュリティ脆弱性が発見された若しくはその恐れがあると本会が認めた場合
- (3). 本サービスのセキュリティ脆弱性が発見されたもしくはその恐れがある場合
- (4). 接続申請書の記載情報に事実と相違があり、またはその情報が変更されたことを本会が確認した場合
- (5). 申請団体の解散を本会が確認した場合
- (6). 本サービスの規格変更がなされた場合
- (7). その他、本会が必要と判断した場合

第9条 (本サービスとの接続状況の公開)

本会は、本サービスと接続した申請団体を所定のホームページに掲載することができるものとします。

第10条 (法執行機関への情報開示)

本会は、本サービスで取扱う情報に対し、法的根拠に基づいて情報を開示するように請求があった場合には、法の定めに従い、法執行機関へ情報を開示します。

第11条 (申請団体の準備事項)

申請団体は、自らの責任と負担において本サービスを利用するために必要な機器、ソフトウェア及び回線等の設備一式を準備するものとします。

第12条 (知的財産権)

申請団体は、本サービスに関するマニュアル、SAML 実装仕様書などについての著作権その他知的財産権など全ての権利が本会に留保されていることを承認するものとします。

第13条 (申請団体の損害賠償責任)

1. 申請団体が SAML 実装仕様書及び本利用規約で定める範囲以外の用途に本サービスを利用した結果生じたトラブルについては、申請団体が一切の責任を負うものとします。当該トラブルにより本会に損害を与えた場合、本会に対し損害賠償を行なうものとします。
2. 申請団体が SAML 実装仕様書及び本利用規約で定める接続解除を怠った結果生じたトラブルについては、申請団体が一切の責任を負うものとします。申請団体は、当該トラブルにより本会に損害を与えた場合、本会に対し損害賠償を行なうものとします。

第14条 (本会の損害賠償責任)

1. 本会は、本サービスが SAML 実装仕様書及び本利用規約に定める本サービスの責任に違反したことにより、申請団体に損害を与えた場合には、その損害の賠償責任を負うものとします。但し、本会の責に帰すことができない事由から生じた損害及び逸失利益については、賠償責任を負わないものとします。
2. 本会が損害賠償責任を負う場合には、本会が過去 1 年間以内に申請団体から現に受領した対

価の合計額を超過しない範囲とします。

3. 具体的な賠償の方法については、問題発生ごとに利用者に明示します。

第15条（免責事項）

1. 本会は、利用者が第2条第3項で定める用途以外に本サービスを利用することに対して、一切の責任を負わないものとします。
2. 本会は、申請団体システムの不正利用などによって申請団体システムの利用者が被った損害に対して、一切の責任を負わないものとします。
3. 本会は、申請団体が、利用する際に発生したコンピュータシステムなどのハードウェアもしくはソフトウェアへの障害について、一切の賠償責任を負わないものとします。
4. 本会は、以下に定める事由による本サービスの全部または一部の停止によって申請団体が被った損害については、一切の損害賠償責任を負わないものとします。
 - (1).火災、雷、噴火、洪水、地震、嵐、台風、天変地異、自然災害、放射能汚染、有害物質による汚染、またはその他の自然現象
 - (2).暴動、市民暴動、悪意的損害、破壊行為、内乱、戦争(宣戦布告されているか否かを問わない)または革命裁判所、政府または地方機関による作為または不作為
 - (3).ストライキ、工場閉鎖、労働争議
 - (4).本 SAML 実装仕様書に基づく義務の遂行上必要とする必須の機器、物品、供給物もしくはサービス(電力、ネットワークその他の設備を含むがそれに限らない)が利用不能となった場合
5. 本会は、その他本サービスの責に帰すべきでない事由から生じた利用者の損害については、一切の損害賠償責任を負わないものとします。

第16条（通知）

1. 本会は、申請団体への通知方法として、郵便、FAX、電子メールまたはホームページへの掲示など、本会が適当と判断した方法により行います。
2. 第1項に定める郵便による通知においては、当該郵便の消印を申請団体への到達時とみなします。
3. 第1項に定めるFAXによる通知においては、当該FAXを本会が送信し、送信できたことが確認できた時点とみなします。
4. 第1項に定める電子メールによる通知においては、当該電子メールを本会の運営要員が送信し、送信できたことが確認できた時点とみなします。
5. 第1項に定めるホームページへの掲示による通知においては、当該掲示の掲載日を申請団体への到達時とみなします。

第17条（譲渡の禁止）

申請団体は、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡することができないものとします。

第18条（サービスの変更）

本会は本サービスの全部または一部を変更することができるものとします。

申請団体への変更通知は、本サービスの仕様を変更後、速やかにホームページ等にて公開することにより、実施されたものとします。

第19条（サービスの廃止）

1. 本会は、本サービスを廃止することができるものとします。
2. 本会は本サービスを廃止する場合、申請団体に対し、廃止日の60日前迄に通知します。
3. 本会は、廃止日をもって、本サービスへの接続を解除させます。

第20条（管轄裁判所）

申請団体と本会との間の一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

改訂履歴

2016-6-22 Ver.3.00→3.10 第6条 支払先に「本会が指定する先」を追加。

2017-9-11 Ver.3.10→3.20 日本医師会医療認証基盤サービス約款「約款」→「利用規約」に変更
第5条の抜けあり、第6条を第5条に、以下第21条までを第20条までに修正